

福島県循環型社会形成推進計画の改定について

令和2年3月24日

環境共生課

1 福島県循環型社会形成推進計画の策定根拠等

- (1) 策定の根拠：福島県循環型社会形成に関する条例（以下「条例」という。）第10条
- (2) 位置づけ：県総合計画の部門別計画である県環境基本計画を推進するための個別計画として循環型社会の形成に係る総合的な施策を示す計画
- (3) 現計画期間：平成27年度から令和2年度

2 計画の概要

条例では、狭義の「資源循環」だけでなく、「自然循環」及び「生活・行動様式」を含んだ広範囲な循環を規定し、計画では、条例に基づき以下の目指すべき社会のビジョンを掲げている。

- (1) 自然循環が保全された社会
- (2) 適正な資源循環が確保された社会
- (3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会

3 改定の趣旨について

県では循環型社会形成に推進のため様々な施策に取り組んできたが、現計画の終期が令和2年度に到来することから、改定を行うものである。

4 改定に向けた考え方

- (1) 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」、福島県環境基本計画や、関連する福島県農林水産業振興計画等において、見直しが行われることから各種計画との整合性を図る。
- (2) 全国的な社会情勢や本県の復興再生状況等を踏まえて、循環型社会形成の施策等の見直しを行う必要がある。
 - ・地球温暖化対策のパリ協定の目標達成に向けた対応の必要性
 - ・海洋プラスチックごみ問題の顕在化
 - ・食品ロス削減の推進に関する法律の施行（令和元年6月）
 - ・国の循環型社会形成推進基本計画の策定（平成30年6月）
 - ・SDGsの取組の活性化
 - ・全国植樹祭後の森づくりの取組
 - ・野生鳥獣の被害の拡大
 - ・環境創造センターの活用 など